

令和7年度東久留米市立学校給食費補助金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、東久留米市立小・中学校に対して、給食食材の購入又は調達に要する経費として補助金を交付し、学校給食費を無償化するほか、食物アレルギー等の理由により学校給食の代替として弁当等を持参する児童・生徒の保護者に対して、学校給食費相当額として補助金を交付することで、保護者の経済的負担を軽減するとともに、学校給食の質や量を維持することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立学校 東久留米市立の小学校及び中学校をいう。
- (2) 児童・生徒 市立学校に在籍する児童及び生徒をいう。
- (3) 保護者 学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。
- (4) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (5) 代替弁当対応 食物アレルギー、その他の疾患を有すること又は宗教上配慮が必要であること等の理由により、やむを得ず学校給食の提供を受けられない児童・生徒が弁当等を持参し、在籍する市立学校において喫食することをいう。

(補助対象者)

第3 この要綱による補助金の対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市立学校
- (2) 市立中学校において食物アレルギーにより、給食において管理が必要とされていることを理由に、代替弁当対応をする生徒の保護者（牛乳及びその他飲料（以下「牛乳等」という。）のみ提供を受けている生徒の保護者を含む。）
- (3) 前号に掲げる者のほか、年間を通じて代替弁当対応をする児童・生徒の保護者（牛乳等のみ提供を受けている児童・生徒の保護者を含む。）

(補助対象経費)

第4 この要綱による補助金の対象経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 市立学校において学校給食の提供を受ける児童・生徒（市立中学校においては弁当併用スクールランチ方式による給食「スクールランチ」の申込みを行った生徒に限る。）に要する令和7年度の学校給食費
- (2) 代替弁当対応をする児童・生徒にかかる令和7年度の学校給食費相当額

2 前項の規定にかかわらず、前項第1号に規定する児童・生徒の保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該児童・生徒に係る経費を補助対象経費から除くものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条に規定する教育扶助の対象者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条に規定する就学援助の対象者

(3) 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)に準じて、市が支給する特別支援教育就学奨励費により学校給食費の支弁を受ける対象者

(4) 前各号に該当するもののほか、東久留米市長(以下「市長」という。)が不適当と認める者

(補助金の額)

第5 補助金の額は、予算の範囲内とし、次の各号に掲げる補助対象経費の区分に応じ、当該各号に定めるものの合計額とする。

(1) 学校給食費 別表に定める1食単価に、市立学校に在籍している児童・生徒の数(中学校においては喫食率を生徒数に乘じる。)及び児童・生徒が在籍する市立学校における給食提供回数を乗じた額

(2) 学校給食費相当額 別表に定める1食単価に、代替弁当対応をした回数を乗じた額。ただし、市立中学校給食において牛乳等のみの提供を受けた場合には、別表に定める1食単価から牛乳等の代金(税込)を差し引いて算出する。

(3) 前各号に該当するもののほか、市長が必要と認める経費

(補助金の交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和7年度東久留米市立学校給食費補助金交付申請書(様式第1号)又は令和7年度東久留米市立学校給食費補助金(代替弁当対応分)交付申請書(様式第2号)に、市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出するものとする。

2 申請者は、前項の規定による申請に変更があるときは、令和7年度東久留米市立学校給食費補助金交付変更申請書(様式第3号)又は令和7年度東久留米市立学校給食費補助金(代替弁当対応分)交付変更申請書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7 市長は、第6の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、令和7年度東久留米市立学校給食費補助金交付(不交付)決定(変更)通知書(様式第5号)又は令和7年度東久留米市立学校給食費補助金(代替弁当対応分)交付(不交付)決定(変更)通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定により補助金の交付決定を受けた申請者(以下「交付決定者」という。)に対し、補助金を交付するものとする。

2 前項の補助金は、市立学校に対する学校給食費については概算払により交付し、保護者に対する学校給食費相当額については第10に規定する補助金の額の確定に基づき交付するものとする。

(実績報告等)

第9 交付決定者は、令和7年度の給食提供が終了したときは、速やかに、令和7年度東久留米市立学校給食費補助金実績報告書(様式第7号)又は令和7年度東久留米市立学校給

食費補助金（代替弁当対応分）実績報告書（様式第 8 号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び精算）

第 10 市長は、第 9 の規定による報告を受けた場合において、その内容を審査し、補助金の交付内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、令和 7 年度東久留米市立学校給食費補助金交付額確定通知書（様式第 9 号）又は令和 7 年度東久留米市立学校給食費補助金（代替弁当対応分）交付額確定通知書（様式第 10 号）により交付決定者に通知するものとする。

2 第 8 の規定により概算払で交付した補助金の額が、前項の規定により確定した補助金の額を超えるとときは、交付決定者は、当該超える分の額を速やかに精算しなければならない。

（交付決定の取消し）

第 11 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第 3 に規定する補助対象者に該当しなくなったとき。

（2） 偽りその他不正な行為により補助金の交付決定を受けたとき。

（3） その他この要綱の規定又は交付決定に付した条件に違反したと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すときは、令和 7 年度東久留米市立学校給食費補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）又は令和 7 年度東久留米市立学校給食費補助金（代替弁当対応分）交付決定取消通知書（様式第 12 号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 12 市長は、第 11 の規定により、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該取消し部分に関し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（関係書類の整備）

第 13 交付決定者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後 5 年間保管しておかなければならない。

（委任）

第 14 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和 47 年東久留米市規則第 9 号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

別表（第 5 関係）

区分	1 食単価
小学校低学年	2 9 1 円
小学校中学年	3 2 6 円
小学校高学年	3 5 3 円
中学校	3 8 4 円